

○職員の再任用に関する条例の制定等に
伴う関係条例の一部を改正する条例

制 定 平 22. 3. 29 条例 2

(職員の就業に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の就業に関する条例(昭和 35 年大和川右岸水防事務組合条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「1 週間について 40 時間」を「4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分」に改め、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、管理者が定める。

第 10 条の 2 を次のように改める。

第 10 条の 2 削 除

第 11 条第 1 項の次に次のただし書きを加える。

ただし、管理者は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において休日設けることができる。

第 16 条第 1 項中「1 年につき 20 日の年次休暇を与える。ただし、新たに職員となった者のその年における年次休暇の日数は、規則で定める。を「規則で定めるところにより、1 年につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数の年次休暇を与える。」に改め、同項の次に次の 2 号を加える。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 20 日(再任用短時間勤務職員にあって

は、その者の勤務時間等を考慮し 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2) 当該年の途中において新たに職員となる者 その年の在職期間を考慮し 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年大和川右岸水防事務組合条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号中「非常勤職員」の次に「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を加える。

(給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 給与に関する条例（昭和 34 年大和川右岸水防事務組合条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条に次の 2 項を加える。

9 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、給料表に掲げる再任用職員の給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

10 法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、算出率（その者の 1 週間当たりの勤務時間を管理者が定める常勤の職員の 1 週間当たりの勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

第 36 条第 1 項中「150 まで」の次に「（再任用短時間勤務職員にあっては、100 分の 100 から 100 分の 150 まで）」を加え、次の 1 項を加える。

3 前2項の規定により時間外勤務手当が支給されることとなる勤務（第1項第2号に掲げる勤務のうち管理者が定めるものを除く。）の時間の合計が1月につき60時間を超えた職員には、前2項の規定にかかわらず、その60時間を超えて勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定の適用を受ける場合にあっては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を、前項の規定の適用を受ける場合にあっては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

第39条第2項中「当該合計額と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額」を「55,000円」に改める。

第41条第1項第1号中「又は水防訓練」を削る。

第42条の次に次の1条を加える。

（再任用職員についての適用除外）

第42条の2 第30条から第33条及び第35条の規定は、再任用職員には適用しない。

第43条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」を削り、「第28条」を「法第28条」に改める。

別表の次に次の備考を加える。

備考 再任用職員の給料月額、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額となる。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	156,000	246,100	264,400	278,700	297,600	327,900

（職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正）

第4条 職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成5年大和川右

岸水防事務組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次に掲げる額に、」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、」に改め、同項第1号中「期末手当」の前に「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員」を加え、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (1) 再任用職員 期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100の65、12月に支給する場合には100分の85を乗じて得た額

第4条第2項中「次に掲げる額に、」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、」に改め、同項第1号中「勤勉手当」の前に「再任用職員以外の職員」を加え、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 再任用職員 勤勉手当基礎額に、100分の35を乗じて得た額

同条第3項中「勤勉手当」の前に「第2項第1号の」を加え、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第2項第2号の勤勉手当基礎額は、基準日現在において当該職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

第5条第1号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。次号において「法」という。）」を削り、「第29条」を「法第29条」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 職員の退職手当に関する条例（昭和59年大和川右岸水防事務組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「常勤の者」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）」を加える。

附 則（平 22. 3. 29 条例 2）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。